

3月定時登録による選挙 人名簿新規登録者の縦覧

3月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和61年12月3日から昭和62年3月2日までに生まれた方および平成18年9月2日から同年12月1日までに転入の届出をした方で、平成19年3月1日現在において、平成18年12月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

3月3日(土)～7日(水)
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局

男女雇用機会均等法が 変わります

職場に働く人が性別で差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法が改正されました。

今回の改正によって、性別による差別禁止の範囲が拡大されるとともに、女性労働者の妊娠や出産などを理由とする不利益取扱いの禁止などが規定されます。

改正法は、平成19年4月1日から施行されます。

■問合せ

愛媛労働局雇用均等室
TEL089-935-5222

石綿健康被害救済のための 一般拠出金の申告・納付開始

石綿(アスベスト)健康被害救済のための一般拠出金の申告・納付が4月1日から始まります。

一般拠出金とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」によって、石綿健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の全事業主の皆さんにご負担いただくものです。

■納付方法 労働保険料と併せて申告・納付します。

■一般拠出金の料率

一律1000分の0・05

■問合せ

愛媛労働局労働保険徴収室
TEL089-935-5202

春の全国火災予防運動 3月1日(木)～7日(水)実施

全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることによって、火災の発生を防止し、火災による死者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているものです。

この運動を契機に、日ごろ忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者および消防機関などが一体となって火災予防を推進いたしましょう。



山林火災予防運動 実施中

2月4日(日)から5月31日(木)までの間、山林火災予防運動を行っています。

▼西条市の災害復旧状況をお知らせします▼

■災害復旧工事の進捗状況 (件数)

(平成19年2月1日現在)

区分	道路	河川	農林	公園	その他	合計
完了工事	199	105	649	14	12	979
	87	124				211
工事中	3					3
	4	4				8
発注予定						0
合計	293	233	649	14	12	1,201

■主要な災害復旧工事の進捗状況

(平成19年2月1日現在)

区分	復旧箇所(該当地区)	件数	進捗率	備考
道路(市工事)	市道文武丸野線(文武～丸野)	9件	90%	市之川～丸野間工事状況で通行可
道路(県工事)	国道194号(中野～藤之石)	16件	96%	通行可能
	西条久万線(中野～西之川)	40件	96%	通行可能(一部路側工事)
河川(県工事)	早川(西早川)	4件	80%	2件完了 残り平成19年3月完了予定
	市之川(市之川、津越)	8件	85%	6件完了 残り平成19年3月完了予定

■総件数・進捗率 市工事：982件・99% 県工事：219件・97%

■問合せ 市庁舎本館災害復旧対策室 内線5843

山火事は市街地での火災と異なり、いったん発生すると地理的・地形的条件などから容易に消火することができません。

この時期は降雨量が少なく空気が乾燥し、季節風が吹くなど山火事が発生しやすい気象条件が重なっています。山

火事の多くはちよつとした火

の取り扱いの不注意が原因で発生しています。

山火事を防ぐためには、市民の皆さん一人ひとりが予防対策の徹底を図り、森林の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切です。

■全国統一山火事防止標語

伝えたい 森のやさしさ
火のこわさ